

令和6年度

# 高齢者福祉ガイド ・地域包括ケアガイド

～いつまでも 元気で安心 上三川～



上三川町健康福祉課



はじめに .....	- 3 -
1. 在宅福祉対策 .....	- 4 -
(ア) 地域包括支援センター運営事業 .....	- 4 -
(イ) 在宅介護支援センター運営事業 .....	- 5 -
(ウ) 認知症施策推進事業 .....	- 6 -
(エ) 在宅医療・介護連携推進事業 .....	- 6 -
(オ) 見守りネットワーク事業 .....	- 7 -
(カ) ねたきり高齢者等介護手当交付事業 .....	- 7 -
(キ) シルバーカー購入費補助事業 .....	- 8 -
(ク) 安否確認・緊急通報システム貸与事業 .....	- 9 -
(ケ) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 .....	- 10 -
(コ) 日常生活用具給付事業 .....	- 11 -
(サ) 家具転倒防止器具等取付費補助事業 .....	- 12 -
(シ) 介護用品給付事業 .....	- 13 -
(ス) 家族介護慰労金給付事業 .....	- 13 -
(セ) 敬老祝金支給事業 .....	- 14 -
(ソ) 家族介護者交流事業 .....	- 14 -
(タ) 災害時要援護者届出制度（通称：災害時地域たすけあい届出制度） .....	- 15 -
(チ) 特殊詐欺撃退機器貸出事業 .....	- 16 -
(ツ) 特殊詐欺撃退機器購入費補助事業 .....	- 16 -
2. 支え合いの推進 .....	- 19 -
(ア) くろねえポイント（ボランティアポイント）制度 .....	- 19 -
(イ) 創年倶楽部 .....	- 20 -
3. 権利擁護事業 .....	- 21 -
(ア) 成年後見制度利用支援事業 .....	- 21 -
(イ) 成年後見サポートセンター .....	- 22 -

4. 施設福祉対策 .....	- 23 -
(ア) 養護老人ホーム .....	- 23 -
5. 社会福祉協議会の福祉サービス事業 .....	- 26 -
(ア) ねたきり老人紙おむつ支給事業 .....	- 26 -
(イ) 理容・美容サービス料金助成事業 .....	- 27 -
(ウ) 福祉車両貸出事業 .....	- 28 -
(エ) 車いす貸出事業 .....	- 29 -
(オ) 緊急対応食事サービス事業 .....	- 29 -
(カ) ふれあいいきいきサロン・ミニサロン事業 .....	- 30 -
(キ) 日常生活自立支援事業「あすてらす」 .....	- 31 -
(ク) シニアクラブ（旧老人クラブ）の育成・支援 .....	- 32 -
(ケ) 生きがいサロン事業 .....	- 33 -

## はじめに

我が国では急速に少子・高齢化が進展し、これまで経験したことの無い高齢社会になると見込まれています。国の統計資料によれば、令和5(2023)年10月1日現在の総人口は1億2,435万人で、そのうち65歳以上の人口は3,622万人(約29.1%【高齢化率】)であり、4人に1人以上が高齢者となっています。さらに、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳を超え、4人に1人が後期高齢者になると言われています。

一方、本町における高齢化率は、令和5(2023)年10月1日現在では25.1%であり、全国平均の29.1%は下回りますが、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加など高齢化の問題は、他市町村と同様です。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要です。

このガイドでは、本町の高齢者福祉サービス及び地域包括ケアに関する事業の内容、利用手続きなどを紹介しますので、より多くの方にご利用いただければと思います。

### ○ ここに紹介されているサービス事業の問合せ先

上三川町健康福祉課高齢者支援係	TEL 56-9191 (令和6年4月から電話番号が変わりました)
上三川町健康福祉課社会福祉係	TEL 56-9190 (令和6年4月から係名、電話番号が変わりました)
上三川町地域生活課生活係	TEL 56-9129
上三川町地域包括支援センター	TEL 56-5513
在宅介護支援センタートータスホーム	TEL 52-2220
在宅介護支援センター友愛苑	TEL 56-8885
在宅介護支援センターふじやまの里	TEL 56-0958

### ○ 社会福祉協議会のサービス事業の問合せ先

上三川町社会福祉協議会	TEL 56-3166
-------------	-------------

# 1. 在宅福祉対策

## (ア) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、高齢者等の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれの専門知識や技能を活かしながらチームで活動しています。

### (1) 事業内容

#### ① 総合相談

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。

#### ② 介護予防ケアマネジメント

要支援と認定された人や、基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況に応じて適切なサービスが利用できるように支援します。

介護保険の代行申請も行います。

#### ③ 権利擁護

高齢者の虐待防止及び対応、消費者被害の防止や対応、認知症などで判断能力を欠く状況にある人など、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。

#### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が抱える複合的な課題を、ネットワークを活用して本人が必要な時に必要な社会資源を切れ目なく活用できるように支援します。

#### ⑤ 認知症施策

認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境を整えます。

#### ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業

病院から在宅への退院支援や日常の療養支援、在宅での看取りなど、在宅医療と介護サービスの連携を図り、支援が必要な人を援助します。

※お気軽に御相談ください。ご自宅にお伺いしてお話を聞くことも可能です。

#### 【上三川町地域包括支援センター】

住所 上三川町上蒲生127-1 (上三川いきいきプラザ内)

電話 56-5513 / FAX 56-6381

## (イ) 在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センターは、町が委託をし、高齢者やその家族等からの在宅介護に関する相談に応じたり、福祉サービスが受けられるよう関係機関との調整をしたりといったサービスを24時間体制で受け付けています。

こんな時は各担当地区のセンターにご相談ください。

ひとり暮らしなので生活が不安・・・

認知症のことで不安・・・

お年寄りをどう介護したら・・・

介護保険のことがよくわからない・・・

自分の健康に自信がもてない・・・

福祉サービスの申請の仕方がわからないので代わりに申請してほしい・・・

相談に来られない方には、こちらからご家庭に訪問します。福祉サービスの申請手続きの代行もいたします。相談・代行は無料です。

担当在宅介護支援センター	電話番号	担当区域
在宅介護支援センター トータスホーム	52-2220	願成寺、上蒲生東、日産第3アパート、大山第1～第4、天神町、間の田、西町、西浦、本町、富士見台、城台、下多功、多功下坪、下梁、上梁、川中子1～3区、上神主、下神主、薄市、石田下坪、西田南、西田北、島崎、石田上坪、鞆堂、県営住宅、ゆうきが丘第1～第5、N上蒲生
在宅介護支援センター 友愛苑	56-8885	上郷1～5区、西蓼沼、東蓼沼西、東蓼沼東、向川原、中根、東汗東、東汗西、上文挾、西木代、露無、西汗上東、西汗上西、西汗下、磯岡、ひがしはら、美里、並木、本郷台第1～第3、東館北部、しらさぎ、東館南部、泉町、井戸川、桃畑、睦淵
在宅介護支援センター ふじやまの里	56-0958	三ツ家、常光坊、下町1～5区、中町、ビレッジハウス上三川、大町、上町、愛宕町、峰町、上蒲生北部、上蒲生南部、下蒲生、五分一、三村、ビレッジハウス上三川南、坂上本田、坂上河原、三本木、十三塚

## (ウ) 認知症施策推進事業

### (1) オレンジサポーター養成講座

認知症を正しく理解するための講座を開催しています。

※自治会やサロンなど、ご希望があれば少人数でも開催いたします。

お気軽に御相談ください。

### (2) オレンジカフェ「えんがわ」

認知症の人やその家族、認知症に興味や関心がある人が集う居場所です。

本郷・上三川・明治地区で月1回開催しています。

【内容】 認知症に関する情報提供、相談対応、認知症予防の運動や工作など

※日程は社会福祉協議会(地域包括支援センター)HPに掲載しています。

### (3) 認知症初期集中支援チーム

専門医の指導のもと、複数の専門職で認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問して、医療機関の受診や介護保険サービスの導入、家族の支援を短期間で集中的に行い、自立生活をサポートします。

#### 【対象】

- 認知症の診断を受けていない。
- 継続的な医療を受けていない、または中断している。
- 介護保険サービスに結びついていない、または中断している。
- 認知症の症状が強いため、対応に困っている。

#### 【問い合わせ先】

上三川町地域包括支援センター

TEL 56-5513

## (エ) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援します。

【相談窓口】 上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

## (オ) 見守りネットワーク事業

町民や事業者がその生活や活動をする上で高齢者の生活上の異変に気づいたときに、連絡を受け付けます。連絡を受けた町は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携して対応します。

高齢者に次のような様子が見られたら、町にお知らせください。

- ・ 郵便物、新聞等が郵便受けに相当量たまっているとき。
- ・ 外に洗濯物が数日干されたままになっているとき。
- ・ 雨戸などが閉められたままの状態又は開いたままの状態が数日間続いているとき。
- ・ 不審な業者が高齢者宅に出入りしている様子があるとき。
- ・ 日頃接する高齢者の言動に異変が見られ出したとき。
- ・ そのほか異変があると思われるとき。

【問合せ先】 上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 5 6 - 9 1 9 1

## (カ) ねたきり高齢者等介護手当交付事業

ご自宅でいつも介護をしている方に介護手当を交付します。

【対象となる方】 次の要件をすべて満たす方

- ① 要介護度 3～5 に認定された方を在宅で介護している同一の世帯に属する介護者
- ② 世帯全員に町税等の滞納がない方

【手当額】 1人あたり月額5,000円を申請の月から年2回に分けて、上期分を9月、下期分を3月に支給します。（支給月には、現況届の提出が必要になります。）

【申請方法】 申請書に介護保険被保険者証の写しを添付して健康福祉課に提出してください。

【問合せ先】 上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 5 6 - 9 1 9 1

## (キ) シルバーカー購入費補助事業

足腰が弱くなり、歩行支援のためのシルバーカー（手押し車）を購入された方に購入金額の一部を助成します。

【対象となる方】 次の要件をすべて満たす方

- ① 65歳以上の高齢者又は60歳以上の身体障がい者で、歩くのに杖等を必要とする方
- ② 町税等の滞納がない方

【助成金額】 購入費の3分の1（ただし、5,000円を限度とします。）

※ 同じ年度に複数回の申請はできません。また、同一人による申請は3回までとなります。

【申請方法】 申請書に以下の書類を添付して健康福祉課に提出してください。

- ・ 領収書（申請者氏名・商品名・購入日が記載されているもの。レシートは不可）
- ・ 品質保証書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 身体障害者手帳（身体障がい者の場合のみ）

【問合せ先】 上三川町健康福祉課高齢者支援係 Tel 56-9191



## (ク) 安否確認・緊急通報システム貸与事業

緊急事態に対応できる安否確認機能の付いた緊急通報装置（固定電話をお持ちの場合は本体・持ち歩き用ペンダント型発信器・センサー、携帯電話のみをお持ちの場合は携帯端末型緊急通報装置）を貸与いたします。（緊急通報先は民間のセンター（以下「センター」といいます。）となります。）

【対象となる方】健康状態・身体状況に不安があり、緊急時に迅速に行動することが困難な次の①～③のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級のひとり暮らしの身体障がい者

### 【事業内容】

○安否確認（センサーの貸与を受けている方のみ）

壁などに設置されたセンサーにより、常に安否確認が行われます。万一、設置されたセンサーが24時間無反応の時には、センターに自動発信します。

○緊急通報

本体、ペンダント又は携帯端末型緊急通報装置の通報ボタンを押すことにより、センターに自動発信します。

○定期的に、センターからお伺い電話をかけています。何度かけてもつながらない場合、協力者の方に連絡し、様子を確認していただくことがあります。

【費用負担】 通信料金、修理代金等が発生した場合は利用者負担となります。

### 【申請方法】

上記①②いずれかの条件を満たす方は在宅介護支援センター、上記③の条件を満たす方は上三川町障がい児・者生活相談支援センターを通じ申請書を健康福祉課に提出してください。

申請受付後に審査を行い、利用決定の後、緊急通報装置の貸与を行います。

【問合せ先】上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

## (ケ) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

毎日使用している寝具を清潔にして快適な生活を送っていただくために、委託業者が利用者宅を訪問して、数日間、寝具（敷布団、掛布団、毛布の3点）を預かり洗濯乾燥消毒を行い届けるサービスです。

【対象となる方】 次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 寝具類の衛生管理が困難なおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 寝具類の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 要介護度4又は5に認定された在宅の高齢者

【費用負担】 利用者は、クリーニング代の1割を負担します。

（令和6年4月現在 1回当たり890円）

※ 洗濯中、替えの寝具がない場合、敷・掛布団を無料で借りることが出来ます。

【申請方法】 申請書を健康福祉課又は在宅介護支援センターに提出してください。

申請受付後、在宅介護支援センターにおいて、必要な調査を行い、利用決定した上でサービスの提供を行います。

【問合せ先】 上三川町健康福祉課高齢者支援係      TEL 56-9191



## (コ) 日常生活用具給付事業

日常生活の安全のため、防火の配慮が必要な高齢者に日常生活用具を給付します。

### 【給付品目及び対象となる方】

#### ○ 電磁調理器

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、心身機能の低下などの理由で防火等の配慮が必要な方で町民税世帯非課税となっている方

#### ○ 自動消火器

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、防火等の配慮が必要な方で町民税世帯非課税となっている方

【申請方法】申請書を健康福祉課又は在宅介護支援センターに提出してください。

申請受付後、在宅介護支援センターにおいて必要な調査を行い、利用の決定後、用具の給付を行います。

【問合せ先】上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

## (サ) 家具転倒防止器具等取付費補助事業

地震による家具の転倒被害を防ぐ家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者の世帯に対し、取付費と器具の購入費の一部を助成します。

【対象となる方】世帯全員に町税等の滞納がない次の①、②のいずれかに該当する世帯の方

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ② 65歳以上の高齢者と障がい者のみで構成される世帯の方

【助成金額】取付費および購入費の合計額の2分の1

(ただし、10,000円を限度とし、1世帯につき1回までとします。)

【申請方法】申請書に以下の書類を添付して健康福祉課に提出してください。

- ① 家具転倒防止器具等の取付け及び購入にかかる見積書
- ② 障がい者のいる世帯の場合は障害者手帳の写し

【費用の請求方法】交付の決定を受けたら、取付けの完了後1ヶ月以内か3月10日のいずれかの早い日までに実績報告書に以下の書類を添付し、請求書とあわせて提出してください。

- ① 家具転倒防止器具等の取付け及び購入に係る領収書
- ② 家具転倒防止器具等の取付けに要した費用の内訳明細書
- ③ 家具転倒防止器具等の取付け前後の状況がわかる写真

【問合せ先】上三川町健康福祉課高齢者支援係 Tel 56-9191

## (シ) 介護用品給付事業

在宅で介護を受けている高齢者に、紙おむつや尿取りパットなどの排泄処理に関する介護用品等と交換できる介護用品給付券を発行します。

【対象となる方】要介護度4又は5に認定された方で、その世帯全員が町民税非課税となっている方（町税等が課されている者の扶養親族等を除く）

【給付内容】給付決定した日の属する月から、年5回（7月、9月、11月、12月、1月）各15,000円相当の給付券を分割して給付します。

【申請方法】申請書に介護保険被保険者証の写しを添付して健康福祉課に提出してください。

【問合せ先】上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

## (ス) 家族介護慰労金給付事業

自宅で高齢者を介護している方に慰労金を給付します。

【対象となる方】1月1日から12月31日までの期間、次のすべての条件に該当し、同居で介護をしている方

- ① 要介護度4又は5に認定された高齢者を介護している
- ② 高齢者が介護保険サービスを受けていない
- ③ 介護している方の世帯が町民税非課税である

【給付内容】年額100,000円の慰労金をお支払いします。

【申請方法】該当する方は、申請書を健康福祉課に提出してください。

【問合せ先】上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

## (セ) 敬老祝金支給事業

町民の長寿を祝し、年に1回、対象年齢の方に敬老祝金を支給します。

【対象となる方】 次の要件をすべて満たす方

- ①支給年度中に年齢80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
- ②その年の9月1日時点で1年以上本町に住所を有している方
- ③町税等の滞納がない方

【支給額】 80歳 5,000円      85歳 10,000円  
90歳 20,000円      95歳 30,000円      100歳 100,000円

【申請方法】 申請書を健康福祉課に提出してください。（対象の方には、個別にお知らせします。）

【問合せ先】 上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

## (ソ) 家族介護者交流事業

ご家庭でねたきりや認知症の高齢者を介護している方を対象に、研修や交流会などを開催いたします。

【対象となる方】 おおむね65歳以上のねたきりや認知症の高齢者を常時介護している方

【事業内容】 介護者相互の交流で心身のリフレッシュを図る交流事業、介護方法や介護者の健康づくりの教室を実施します。

【参加方法】 開催日程等を広報等でお知らせをいたしますので、参加希望の方は在宅介護支援センターまでお申し込みください。

【問合せ先】 各在宅介護支援センター

## (タ) 災害時要援護者届出制度(通称:災害時地域たすけあい届出制度)

災害発生時には、まずは「自分の命は自分で守ること」が基本です。しかし、なかには自力では避難が困難で、何らかの支援が必要な方(要援護者)がいます。

この制度は、支援を必要とする方が、氏名や住所、本人の状態などを地域の支援者と情報を共有することで、災害が起きたときに安全かつ速やかに行動ができるようにするものです。

※災害や避難支援者の状況によっては、必ずしも支援を受けられるものではないことをご理解ください。

【対象となる方】以下のいずれかに該当する在宅の方で、災害時に何らかの支援が必要である家族等の支援を受けられない方

- 身体・知的・精神に障がいをお持ちの方
- 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯
- 要介護認定を受けている方
- 指定難病の方
- 上記以外で支援が必要と思われる方

【届出方法】届出される方は、健康福祉課にご連絡いただくか、町ホームページから届出書をダウンロードしご提出ください。代理による届出も可能です。

### 【届出について】

- 支援をしてくださる方(避難支援者)を決めておく必要があります。
  - ※ 支援者が見つからない場合は、自治会長や民生委員・児童委員にご相談ください。
- 支援に必要な個人情報を支援者(本人が指定する支援者のほか、自治会や民生委員・児童委員等)に提供することへの同意が必要です。

### 【避難支援者とは】

災害が起きたとき、支援を必要とする方が速やかに避難できるように、情報伝達・安否確認をしてもらう方です。

【問合せ先】上三川町健康福祉課社会福祉係 Tel 56-9190

## (チ) 特殊詐欺撃退機器貸出事業

特殊詐欺等から町民の財産を守るため、「特殊詐欺撃退機器」を貸し出します。「特殊詐欺撃退機器」とは、固定電話に設置するもので、電話着信時に、「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」と警告アナウンスを流し、会話を自動録音するものです。

発信者が特殊詐欺等を行おうとする者だった場合に、通話内容の録音を嫌がり、抑止効果が生まれます。

【対象となる方】本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されている方で、次の①～③のいずれかに該当する、申請時に町税等の滞納がない方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 65歳以上の高齢者夫婦世帯
- ③ 日中65歳以上の高齢者のみの世帯

【貸出費用】 無料（使用にかかる電気代は自己負担）

【貸出期間】 1年間

【申込方法】登録を希望される方は、地域生活課にご連絡いただくか、町ホームページから貸出申請書をダウンロードしご提出ください。

【注意点】申請受理後に町で審査し、設置が適切と判断した方に貸与いたします。

【問合せ先】上三川町地域生活課生活係 TEL 56-9129

## (ツ) 特殊詐欺撃退機器購入費補助事業

特殊詐欺被害を未然に防ぎ、町民の財産を守るため、特殊詐欺撃退機能付きの電話機または電話機に外部接続可能な機器を購入された方に購入金額の一部を助成します。特殊詐欺撃退機器を利用して、不審な電話を受ける機会を減らしましょう。

【対象となる方】 65歳以上の高齢者であり、下記条件をすべて満たす方

- ① 65歳以上の者のみの世帯または65歳以上の者が電話を受けやすい時間（日中概ね3時間以上）がある世帯であること
- ② 世帯に属する全ての方に町税の滞納がないこと
- ③ 申請時点において町または警察から特殊詐欺撃退機器の貸出を受けていないこと
- ④ 過去に本事業による補助を受けていないこと

【対象機器】 特殊詐欺撃退機能付きの電話機または電話機に外部接続可能な機器（令和3年4月1日以降に上三川町内に店舗を構えている事業所で購入したものに限る）

※「特殊詐欺撃退機能」付き…以下の機能のうちいずれかを有するもの

- ① 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話内容を自動的に録音する機能。
- ② 特殊詐欺等の迷惑電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能。

【補助金額】 対象機器の購入経費および設置にかかる経費の2分の1（1,000円未満の端数切捨て）上限5,000円

【申請期限】 購入した日の翌日から1年以内

【申請方法】申請書に次の①～③を添付して、地域生活課にご提出ください。

① 領収書

② 製品の形式、防犯機能がついていることが確認できる資料

(カタログ・取扱説明書等)の写し

③ 調査同意書

※窓口で払い込み先を確認いたしますので、口座番号がわかる資料をお持ちください。

※押印が必要な書類がございますので、認印をお持ちください。

※申請書および調査同意書は町ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】上三川町地域生活課生活係 TEL 5 6 - 9 1 2 9

## 2. 支え合いの推進

### (ア) くろねえポイント（ボランティアポイント）制度

元気な高齢者（65歳以上の方）が地域のボランティア活動で元気を維持できるように介護予防の取り組みを推進すること、地域の助け合い活動を推進することを目的に、お手伝いをした人にポイントが付き、貯まったポイントの特典と交換できる仕組みです。

#### 【制度の流れ】

- ① 65歳以上の方がボランティア養成講座を受講する
- ② ボランティアセンターに登録し、「くろねえ手帳」をもらう
- ③ ボランティアセンターから活動依頼がくる
- ④ ボランティア活動
- ⑤ 「くろねえ手帳」にボランティア活動の記録をする
- ⑥ ポイントを貯めて、特典と交換

#### 【ポイントについて】

活動1回＝1ポイント＝100円

ポイント有効期間 4月1日～翌年3月31日

ポイント交換期間 翌年3月1日～翌年4月30日

貯めたポイントは「特典」と交換ができます。

特典の交換場所は健康福祉課です。

こんな時は、ボランティアセンター（社会福祉協議会）にご相談ください。

「〇〇さん、ごみの分別が大変そうだな・・・」

「□□さんの買い物を手伝ってほしいな・・・」等々

#### 【問い合わせ先】

くろねえポイント制度について

上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191

ボランティア活動について

上三川町社会福祉協議会地域福祉係（ボランティアセンター） TEL 56-3166

## (イ) 創年倶楽部

創年倶楽部とは、地域の住民が主役の「居場所」です。身近な公民館等に週1回集い、簡単な体操で軽く体を動かしたり、おしゃべりをしたり、仲間とともに楽しく過ごすことで健康寿命を延ばすことを目指すものです。

### 【参加できる人】

- 事業対象者、要支援1、2に認定された方
- 地域の方どなたでも

### 【実施場所】

- 東蓼沼西創年倶楽部      東蓼沼公民館      毎週火曜日      午前9時～10時
- 上町創年倶楽部          上町公民館          毎週金曜日      午前10時～11時

### 【問い合わせ先】

上三川町健康福祉課高齢者支援係    TEL 56-9191

上三川町地域包括支援センター    TEL 56-5513



### 3. 権利擁護事業

#### (ア) 成年後見制度利用支援事業

本町に居住する、判断能力が十分でなく、日常生活を営むのに支障がある高齢者の生活の自立支援及び福祉の増進のため、町長が必要に応じ成年後見等開始審判請求を行うとともに、成年後見制度の利用を支援します。

##### 【町長による成年後見等開始審判請求】

町長は65歳以上の方が成年後見制度の利用が必要な状態にあるときに、成年後見等開始審判請求を行います。

##### 【成年後見等開始審判請求費用の助成】

成年被後見人等と成年後見等開始審判請求をした者のいずれもが生活保護受給者もしくはそれに準じる者であるときは、審判請求費用を助成することができます。

##### 【成年後見人等の報酬の扶助】

後見等業務の報酬を支払うことができない被後見人等に、以下の条件等を満たす場合に町が次の額を上限に扶助します。

(上限：在宅生活者28,000円/月・施設入所者等18,000円/月)

- ・ 被後見人等が生活保護受給者もしくはそれに準じる場合
- ・ 後見人等に親族でないものが選任されている場合

【問合せ先】上三川町健康福祉課高齢者支援係 Tel 56-9191

## (イ) 成年後見サポートセンター

### ① 目的

判断能力が十分でなく日常生活を営むのに支障がある高齢者や障がい者の方が地域で安心して生活を送れるよう成年後見制度に関するご相談をお受けします。

### ② 支援の内容

成年後見制度及び権利擁護に関する相談、成年後見制度の利用に関する支援、成年後見人・保佐人及び補助人等への支援

### ③ 相談窓口

上三川町社会福祉協議会（上三川いきいきプラザ内）

電話：56-3166 FAX：56-3164

## 4. 施設福祉対策

### (ア) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由などでご自宅での生活が難しい方のための施設です。

#### 【対象となる方】

本町に居住する65歳以上（事情がある場合は60歳以上）の方であって、環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が難しい方（詳しくは地域包括支援センター又は健康福祉課高齢者支援係にお問い合わせください。）

申し出があると面接調査を行い、その後「老人ホーム入所判定委員会」において入所の適否の判定が行われます。

#### 【費用負担】

入所者本人の所得に応じた費用負担と、扶養義務者の所得税課税額に応じた費用負担があります。

【問合せ先】 上三川町健康福祉課高齢者支援係 TEL 56-9191



## 社会福祉協議会の在宅サービス

T E L 5 6 - 3 1 6 6

F A X 5 6 - 3 1 6 4

## 5. 社会福祉協議会の福祉サービス事業

### (ア) ねたきり老人紙おむつ支給事業

常にねたきりの状態にある高齢者の方に紙おむつ支給券をお渡しします。

【対象となる方】下記の要件をすべて満たす方

- ①町内に住所を有し居住する65歳以上の高齢者
- ②介護保険制度における要介護度3以上に認定された方
- ③在宅で常に寝たきりの状態にある方

※入院、入所している方は対象外となります

【入所施設等一覧】

- ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・ 介護老人保健施設(老健施設)
- ・ グループホーム(認知症対応型共同生活介護)
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 特定施設入所者生活介護を受ける際の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付高齢者向け住宅

【申請方法】

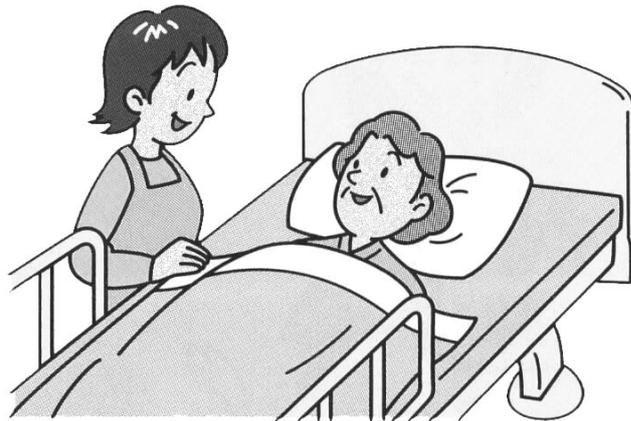
紙おむつの支給を受けようとする方は、民生委員を通じ「紙おむつ支給申請書」を社会福祉協議会に提出してください。

【支給品目】

年度当たり1回15,000円分の紙おむつ支給券

【支給期間】

4月1日から翌年2月28日まで



## (イ) 理容・美容サービス料金助成事業

ねたきりの高齢者の方が専門の理容師・美容師にかかった場合、その料金の一部を助成します。

【対象となる方】下記の要件をすべて満たす方

- ①町内に住所を有し居住する65歳以上の高齢者
- ②介護保険制度における要介護度3以上に認定された方
- ③在宅で常に寝たきりの状態にある方

※入院、入所している方は対象外となります

【入所施設等一覧】

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設(老健施設)
- ・グループホーム(認知症対応型共同生活介護)
- ・介護療養型医療施設
- ・特定施設入所者生活介護を受ける際の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付高齢者向け住宅

【申請方法】

利用券の交付を受けようとする方は、民生委員を通じ「理容・美容サービス利用申請書」を社会福祉協議会に提出してください。

【サービスの内容】

ねたきりの高齢者の方が専門の理容師・美容師に理容・美容サービスを受ける場合、その料金の一部を助成します。

助成額は、1回につき1,500円とし、1年度に4枚の利用券を交付します。

【費用負担】

利用料金の内1,500円を超えた分は、自己負担となります。

【支給期間】

4月1日から翌年2月28日まで

## (ウ) 福祉車両貸出事業

車いす使用者や障がいのある方、虚弱の高齢者に、車いすのまま乗ることが出来る軽福祉車両「いきいき号」とリフト付き福祉車両「どリーむ号」をお貸しします。

### 【貸出の対象となる方】

肢体不自由により車いす等を常時使用している方、またはねたきり等で車いすの使用が必要な方。（上三川町在住の方）

町外にお住まいのご家族やご親戚のために、上三川町内の方が運転をする場合もご利用いただけます。

### 【サービスの内容】

- ・ 3日以内を原則として「どリーむ号」と「いきいき号」を貸し出します。ただし車両の運転については、利用者の家族又は親戚等の関係者でお願いします。
- ・ ご不明な点は社会福祉協議会にご相談ください。

### 【申請方法】

サービス利用を希望する方は、社会福祉協議会に利用登録のうえ貸出申込書を提出してください（初めて登録される方は、運転免許証をご持参ください）。

### 【利用料】

無料です。

※ただし、燃料費として走行距離1キロメートル当たり15円をお支払いいただきます。



## **(エ) 車いす貸出事業**

車いすを必要とする方にお貸しします。

### **【対象となる方】**

車いすを必要とする方（上三川町在住の方）

### **【サービスの内容】**

突然のけがや事故の時、また介護保険適用までのつなぎ等としてご利用ください。  
ただし最長6か月ごとの申請となります。※ 子ども用の車いす（S・M・L）もあります。

### **【申請方法】**

サービスを利用する方は、社会福祉協議会に申し込んでください。

### **【利用料】**

無料です。

## **(オ) 緊急対応食事サービス事業**

緊急に対応が必要な方に、食事を提供します。

### **【対象となる方】**

町内に住んでいる方で、緊急かつ一時的に食事の提供が必要な方

### **【申請方法】**

サービス利用を希望する方は、社会福祉協議会にご連絡ください。

### **【サービスの内容】**

支給期間内に限り、食事を提供し安定した生活が送れるよう支援します。

### **【利用料】**

無料です。

## (カ) ふれあいいきいきサロン・ミニサロン事業

お年寄りはもとより、だれもが自由に集い活動できる地域の居場所です。

【サロンの内容（実施地区のサロンによって内容は異なります。）】

- ・ お茶を飲みながら、楽しくおしゃべり
- ・ 健康体操
- ・ 趣味の教室（折り紙、料理など）
- ・ 研修旅行
- ・ 適度なスポーツ（輪投げ、グラウンドゴルフ、パークゴルフなど）
- ・ 講演（保健、栄養、福祉の制度など）

【協力】

各地区のいきいきサロンには、参加した方が楽しく過ごせるよう、楽らく隊（ボランティア）の皆さんや在宅介護支援センター、地域包括支援センターが協力しています。

【実施場所】

北小学校地区にお住まいの方	石田コミュニティセンター
上三川小学校地区にお住まいの方	いきいきプラザ
坂上小学校地区にお住まいの方	坂上コミュニティセンター
明治南小学校地区にお住まいの方	明治南コミュニティセンター
明治小学校地区にお住まいの方	明治コミュニティセンター
本郷小学校地区にお住まいの方	本郷地域福祉センター（旧：蓼沼児童館）
本郷北小学校地区にお住まいの方	本郷北コミュニティセンター
願成寺自治会にお住まいの方	願成寺自治会公民館
桃畑自治会にお住まいの方	桃畑自治会公民館
下多功自治会にお住まいの方	下多功自治会公民館
西汗下自治会にお住まいの方	西汗下公民館
鞆堂自治会にお住まいの方	鞆堂公民館
東館北部自治会にお住まいの方	代表者宅
下町3区自治会にお住まいの方	中央公民館
坂上本田自治会にお住まいの方	坂上本田公民館
下町1区自治会にお住まいの方	下町公民館
並木自治会にお住まいの方	並木自治会公民館
ゆうきが丘第三自治会にお住まいの方	ゆうきが丘第三集会所
大山第二区自治会にお住まいの方	大山第二区自治会公民館
天神町自治会にお住まいの方	天神町公民館
美里自治会にお住まいの方	美里公民館
井戸川自治会にお住まいの方	井戸川自治会公民館
上神主自治会にお住まいの方	上神主自治会公民館
向川原自治会にお住まいの方	向川原自治会公民館

## (キ) 日常生活自立支援事業「あすてらす」

### 【目的】

高齢者や障がい者の方々が、利用契約型の福祉社会の中で、社会的に不利益を被らないように、その権利を擁護しながら地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

### 【対象となる方】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が十分でなく、日常生活での福祉サービス利用や金銭管理等がうまくできない方で、援助を希望する意思がある方。

### 【支援内容】

#### ア 福祉サービスの利用援助

サービスについての情報提供や契約等の代行などを実施します。

#### イ 日常的な金銭管理

本人に代わり、預貯金の入出金や各種料金の支払い、年金等の受領確認等を実施します。

#### ○ 書類等預かり管理

預金通帳や権利書印鑑等を、安全に保管します。

### 【利用料】

相 談	無 料
福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス	1,000円／1回
書類等預かりサービス	500円／1月



## (ク) シニアクラブ（旧老人クラブ）の育成・支援

高齢者の生きがい対策と社会活動への参加促進を目的に、「シニアクラブ活動への積極的な参加」を呼びかけています。

シニアクラブとは・・・

- 1 高齢者の生活を豊かで楽しくします。
- 2 地域社会を豊かにします。
- 3 明るい長寿社会づくりをすすめます。

### 【対象となる方】

60歳以上の高齢者又はシニアクラブの活動に関心のある方

### 【活動内容（地区のクラブによって活動は様々です。）】

#### （1）地域を豊かにする楽しいクラブ活動

##### ○ 明るく住みよい街づくり

- ・ 花いっぱい運動、社会奉仕活動、幼稚園児・小中学生との世代間交流、伝承活動

#### （2）心とからだの健康づくり

- ・ 体操、歩け歩け運動、グラウンドゴルフ・ペタンク・輪投げなどのスポーツ大会

#### （3）高齢者が相互に支援する友愛活動

##### ○ 身近な人へのこころのふれあい

- ・ お互いに語り合っただけ交流など

#### （4）楽しい仲間づくり

- ・ 民謡・踊り・習い事などの趣味や文化活動、多彩なサークル活動

#### （5）地域見守りパトロール事業

- ・ 「地域の安全見守り隊」として、主に小・中学生の下校時等を見守ります。

豊かな経験と知恵を生かして仲間と共に楽しいクラブづくりにぜひ参加してください。

詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください。

## (ケ) 生きがいサロン事業

趣味の活動、交流を通して生きがいのある生活と介護予防を図ります。

### 【対象となる方】

町民で、住所を有するおおむね60歳以上の高齢者

### 【サロンの内容】

サロン名	開催日等		場所
ダンスサロン	第1～4 金	13:30～15:30	上三川いきいきプラザ エアロビ室
陶芸サロン	週2回月・木 (祝日に当たる 場合は水曜日)	8:30～16:00	高齢者生きがい活動作業所 (城址公園東側)
ふくべ細工サロン	週2回火・金	9:00～15:00	高齢者生きがい活動作業所 (城址公園東側)

### 【申込み方法】

サロンに参加希望する方は、社会福祉協議会にご連絡ください。

### 【参加費】

各サロンによって異なりますので、社会福祉協議会にお問い合わせください。

**上三川町健康福祉課高齢者支援係**

(TEL) 56-9191 / (FAX) 56-6868

**上三川町健康福祉課社会福祉係**

(TEL) 56-9190 / (FAX) 56-6868

**上三川町地域生活課生活係**

(TEL) 56-9129 / (FAX) 56-6868

**上三川町社会福祉協議会**

(TEL) 56-3166 / (FAX) 56-3164

**上三川町地域包括支援センター**

(TEL) 56-5513 / (FAX) 56-6381

**在宅介護支援センタートータスホーム**

(TEL) 52-2220 / (FAX) 52-1022

**在宅介護支援センター友愛苑**

(TEL) 56-8885 / (FAX) 56-8885

**在宅介護支援センターふじやまの里**

(TEL) 56-0958 / (FAX) 55-0965

(※ 市外局番にご注意ください。)